

大阪市告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大阪府知事より大阪都市計画河川の変更（令和7年大阪府告示第298号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月2日

大阪市長 横山英幸

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画河川の変更

（第2号寝屋川南部地下放水路）

2 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）